

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

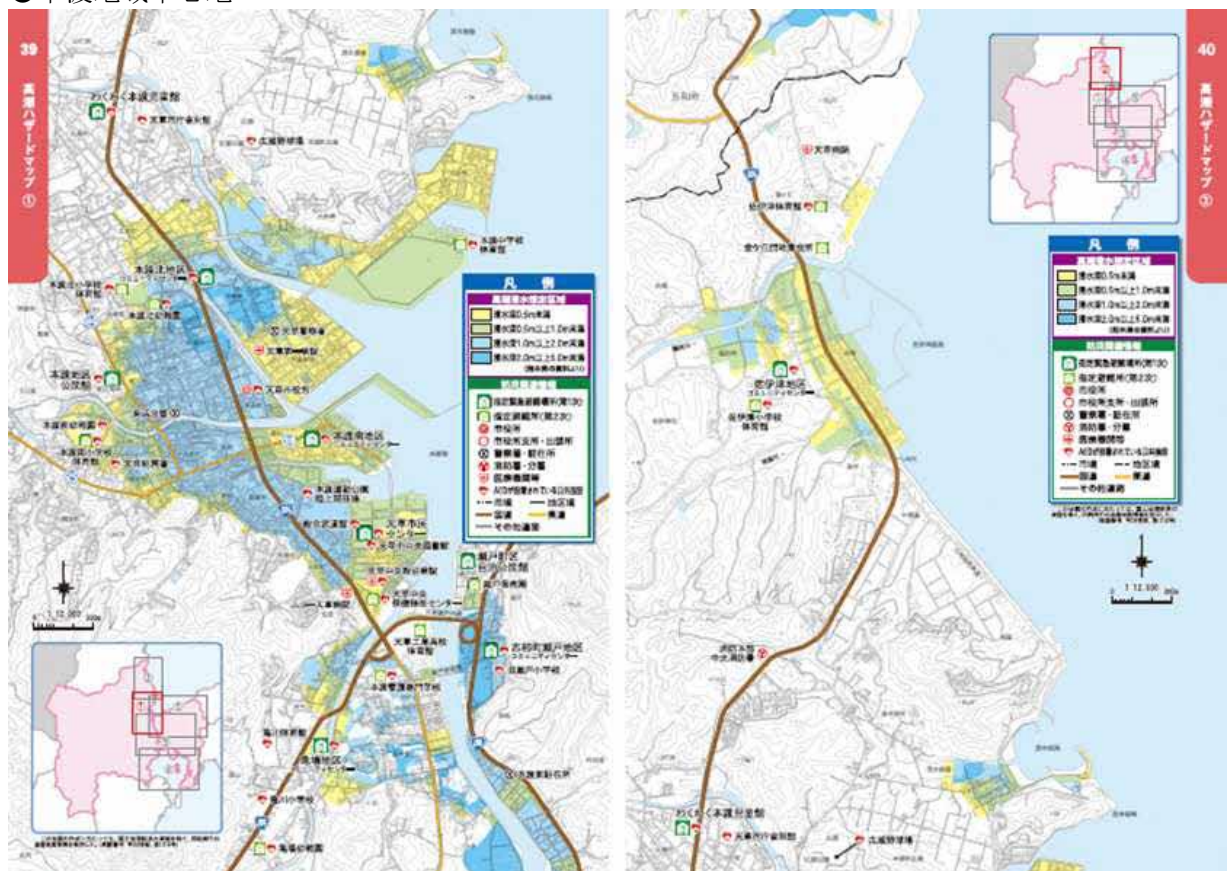
1) 地形・地質等

天草市は、熊本県南西部に位置し、周囲を藍く美しい海に囲まれた天草上島と下島及び御所浦島などでなり、天草諸島の中心部に位置している。天草諸島一帯は第三紀層地が散在し、地質が粘土質の岩石でできているため、侵蝕が早く、水を含むと粘土化して地すべりを起こしやすい地質になっている。また、地形はそのほとんどが山林で占められ、急峻で平野部は少なく、河川沿いの平地部や海岸線の河口部に市街地や農地が開けており、市街地を結ぶように海岸線沿いに国・県道が整備されている。本市における災害は、しばしば台風が通過・接近し、周りを海に囲まれているため、海岸線の高潮による浸水被害、暴風による建物の破損被害が発生している。また、山地から海岸までの距離が短いことから集中豪雨による山地崩壊、土石流等が発生し、人家、農地に大きな被害をもたらすことが多い。さらに近年の大雪がもたらす積雪により、急峻な地形が多い山地地域では、融雪に時間を要し、交通網の寸断や農業被害も発生している。

昭和47年7月の梅雨末期の集中豪雨による上天草大水害では、天草地方を中心にして大雨（上天草市龍ヶ岳町で時間雨量130ミリを記録）が降り、洪水、土砂崩れ、土石流等により死者・行方不明者が123名という人的被害も含めて大きな被害をもたらした。

(高潮：ハザードマップ)

●本渡地域中心地



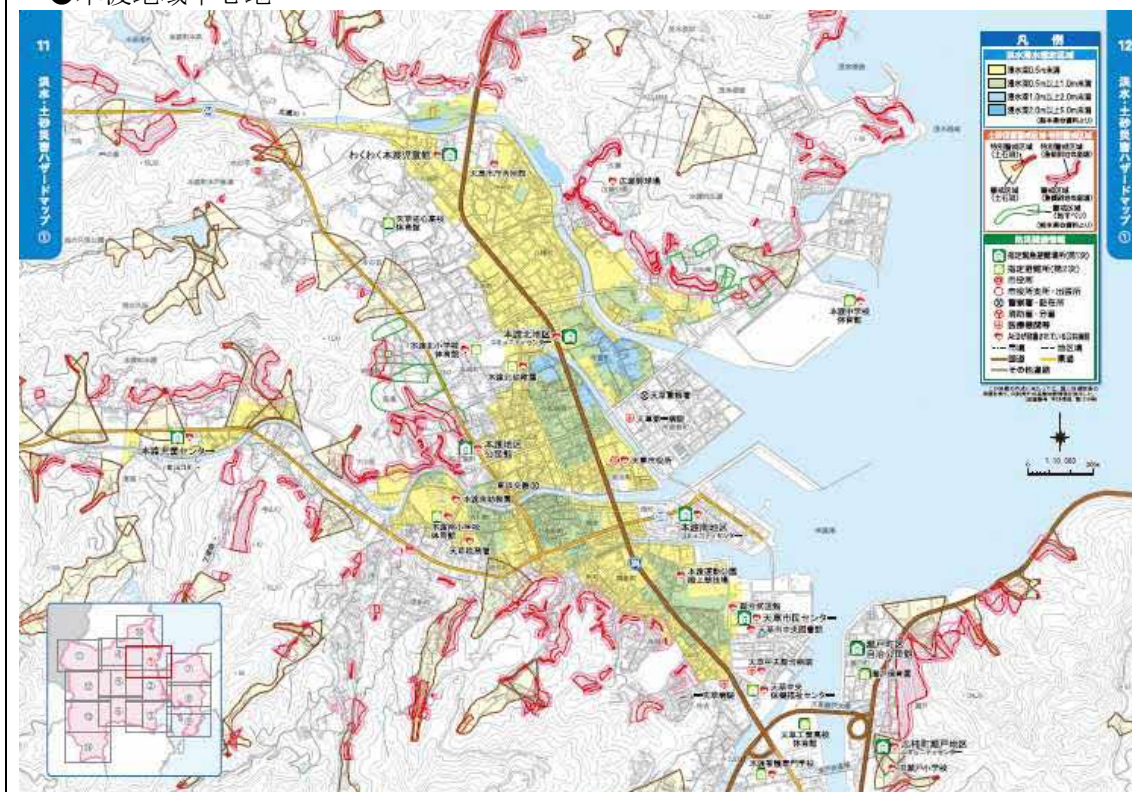
●牛深地域中心地



天草市の公表したハザードマップによると、商業集積地である本渡地域中心部で広域に 1.0m以上の浸水となると予想されている。

(洪水・土砂災害：ハザードマップ)

●本渡地域中心地



●牛深地域中心地



洪水に関しては高潮被害と同様、本渡地域中心部の被害が大きいと予想される。また、土砂災害については、牛深地域で広く警戒区域が設定されており、住宅地、商業地、また生活道路の寸断も予測される。

（地震：J-SHIS）

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 3% の発生確率である。

（その他）

昭和 47 年：天草大水害

一時間の降雨量が 130mm、1 日の総雨量が 432 ミリにも達するという豪雨である。（但し、当時は観測設備が今日と比べ、劣っていたため、正確な観測はできず、あくまで予測値であると考え。また、被害地区は、天草上島のほぼ 5 町（旧）に集中しているが、当然の如く、その各町、各地に同量の雨が降ったわけではない。）この集中豪雨で、山津波が発生、姫戸町、龍ヶ岳町、松島町、倉岳町、栖本町（いずれも旧町名）などに被害が、死者 123 人・負傷者 311 人のほか、道路や農地など大きな被害を受けた。

昭和 57 年：大雨・洪水（河浦など）

昭和 60 年：台風 13 号による風水害（全域）最大瞬間風速・牛深 40.9m

平成 3 年：台風 19 号による風害（全域）最大瞬間風速・牛深 52.1m

平成 11 年：台風 18 号による風水害（全域）最大瞬間風速・牛深 66.2m

令和 2 年：熊本 7 月豪雨災害（御所浦、牛深など）

一時間の降雨量が 98mm、1 日の総雨量が 428 ミリにも達するという豪雨で大雨特別警報も発令された。また、被害地区は、牛深、河浦、御所浦地区を中心に集中豪雨が発生し、負傷者が 4 人、家屋の全半壊 156 戸、浸水家屋が 414 戸の被害があり、そのほか、道路・河川や農地など大きな被害を受け、被害総額は 38 億円にも上がった。

災害例からも大雨による洪水や土砂災害が甚大な被害をもたらしている。また、大きな災害までは繋がっていないが、高潮と大雨が重なると、大きな水災に繋がる可能性もある。天草市については水災を中心とした災害対応を重視する必要があると考えられる。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、天草市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数および小規模事業者数 ※令和元年12月31日現在

地域	商工業者数	小規模事業者数	小規模事業者比率
本渡商工会議所地域	2,387	2,013	84.3%
牛深商工会議所地域	960	872	90.8%
天草市商工会地域	1,202	1,170	97.3%
天草市 合計	4,549	4,055	89.1%

【本渡商工会議所】

業種	商工業者数	小規模事業者数	小規模事業者比率
農業、林業	8	8	100.0%
漁業	12	12	100.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0.0%
建設業	241	224	92.9%
製造業	91	79	86.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	6	3	50.0%
情報通信業	20	19	95.0%
運輸業、郵便業	35	26	74.3%
卸売業、小売業	783	606	77.4%
金融業、保険業	66	57	86.4%
不動産業、物品賃貸業	122	122	100.0%
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0.0%
宿泊業、飲食サービス業	316	270	85.4%
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0.0%
教育・学習支援業	86	80	93.0%
医療、福祉	69	60	87.0%
複合サービス事業	15	13	86.7%
サービス業	517	434	83.9%
分類不能の産業	0	0	0.0%
合 計	2,387	2,013	84.3%

<本渡商工会議所地域の経済構造特徴>

業種別には、卸売業、小売業が最も多く、次いでサービス業が多くなっており、中心市街地やロードサイドに集積している。その次に宿泊業、飲食サービス業が多く、ほとんどが中心部に分布している。また建設業も比較的多く、小規模事業者比率92.9%と高くなっている。

【牛深商工会議所】

業種	商工業者数	小規模事業者数	小規模事業者比率
農業、林業	8	8	100.0%

漁業	15	14	93.3%
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0.0%
建設業	90	90	100.0%
製造業	123	117	95.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0.0%
情報通信業	5	5	100.0%
運輸業、郵便業	25	23	92.0%
卸売業、小売業	240	225	93.8%
金融業、保険業	11	7	63.6%
不動産業、物品賃貸業	102	102	100.0%
学術研究、専門・技術サービス業	14	9	64.3%
宿泊業、飲食サービス業	90	90	100.0%
生活関連サービス業、娯楽業	107	103	96.3%
教育・学習支援業	17	17	100.0%
医療、福祉	56	17	30.4%
複合サービス事業	25	13	52.0%
サービス業	32	32	100.0%
分類不能の産業	0	0	0.0%
合 計	960	872	90.8%

<牛深商工会議所地域の経済構造特徴>

小規模事業者の比率が 90.8%と高く、製造業のうち水産関連業（水産食料品加工業・造船業等）の事業所数が 4 分の 3 以上を占めており、そのほとんどの事業場が沿岸部に位置している。その他の業種は管内に広く分布している。

【天草市商工会】

業種	商工 業者数	小規模 事業者数	小規模事業者 比率
農業、林業	5	5	100.0%
漁業	35	34	97.1%
鉱業、採石業、砂利採取業	2	0	0.0%
建設業	272	264	97.0%
製造業	157	152	96.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0.0%
情報通信業	4	4	100.0%
運輸業、郵便業	56	54	96.4%
卸売業、小売業	292	290	99.3%
金融業、保険業	1	1	100.0%
不動産業、物品賃貸業	10	10	100.0%
学術研究、専門・技術サービス業	15	15	100.0%
宿泊業、飲食サービス業	106	105	99.0%
生活関連サービス業、娯楽業	140	132	94.2%
教育・学習支援業	14	13	92.8%
医療、福祉	17	17	100.0%
複合サービス事業	0	0	0.0%
サービス業	74	72	97.2%
分類不能の産業	2	2	100.0%
合 計	1,202	1,170	97.3%

<天草市商工会地域の経済構造特徴>

卸売業・小売業及び建設業においては、商工会管内全域に点在しており業種別の構成からす

ると最も多い業種となっている。製造業は水産及び食料品関連の製造が多く管内全域に点在している。生活関連サービス業では理美容業が多く、宿泊業・飲食サービス業は観光地及び天草市中心部に集中しているが管内全域に点在している。

(3) これまでの取組み

1) 天草市の取組み

- ・防災計画の策定 避難所の設定、連絡体制の構築、総合防災マップの作成と全戸に配布
- ・HP、防災行政無線、テレビ、みつばちラジオを通しての防災情報を提供
- ・天草市安心・安全メールでの情報発信
- ・全戸に戸別受信機の設置
- ・防災備品の備蓄 市の防災危機管理課にて、非常食、水、消耗品等を備蓄
- ・防災訓練 各地区や学校にて防災訓練の実施
- ・応援協定 地方公共団体や企業等との災害時の応援協定を締結
- ・天草市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

<全体>

- ・天草市や市内他商工団体との協力体制が未構築

<本渡商工会議所>

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・事業者 BCP の策定については未実施
- ・日本商工会議所や熊本県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進

<牛深商工会議所>

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・事業者 BCP の策定については未実施
- ・商工会議所の消防計画の策定（災害予防・災害発生時の人命確保）
- ・日本商工会議所や熊本県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進

<天草市商工会>

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・事業者向け BCP 策定セミナーを令和 2 年 11 月に開催
- ・火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進

II 課題

現状では、緊急時の取組みについて漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員が不足している課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、本渡商工会議所、牛深商工会議所、天草市商工会と天草市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

＜事業者 BCP 策定の推進に関する事＞

- ・事業継続力強化計画に関する啓発活動を年に 1 回、域内事業者全員に実施する。
具体的には天草市広報にて情報発信する

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

天草市、本渡商工会議所、牛深商工会議所、天草市商工会で「天草市災害等対応経済連携委員会（仮）」を組織し、それぞれの役割と体制を明確にし、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

令和3年7月に締結予定の「天草市災害等対応経済連携協定（仮）」や国の示す感染症予防マニュアル及び業種別ガイドラインに基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対応等に取り組む。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時にハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取り組む可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

＜定量目標＞

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
セミナー開催数	1	1	1	1	1
BCP策定件数	10	10	10	10	10

＜詳細＞

セミナー開催数：天草市災害等対応経済連携委員会（仮）主催で年に1回開催する。地域性として非常に広域であることに加え、新型コロナウイルス感染症のリスクを考慮し、会場集合型とWeb参加型を事業所が選択できるように準備する。

BCP策定件数：商工会議所、商工会の経営指導員1名あたり1件を策定目標とする。

2) 商工会議所、商工会自身の事業継続計画作成

- ・本渡商工会議所は令和2年12月、事業継続計画を策定（別添）
- ・牛深商工会議所は令和2年12月、事業継続計画を策定（別添）
- ・天草市商工会は 令和2年12月、事業継続計画を策定（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・天草市災害等対応経済連携委員会（仮）を第一四半期（4月～6月）に開催し、商工会議所、商工会自身の事業計画の見直し、セミナー事業等を検討する。
- ・保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の

紹介等を実施する。

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示、セミナー等を共催する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取り組み状況を確認する。
- ・天草市災害等対応経済連携委員会（仮）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、3 時間以内に職員の安否確認を行う。
 - ・本渡商工会議所：本渡商工会議所の事業継続計画に従い、SNS で迅速に確認する。
 - ・牛深商工会議所：牛深商工会議所の事業継続計画に従い、SNS で迅速に確認する。
 - ・天草市商工会：天草市商工会の事業継続計画に従い、SNS で迅速に確認する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条第 1 項に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、天草市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・天草市災害等対応経済連携委員会（仮）にて、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

豪雨の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。

高潮の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。

地震の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。

- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合に、当市または当会の応急的な役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1 日以内に情報を共有する。

大規模な被害がある	・地区内の 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の 1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内の 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報はない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

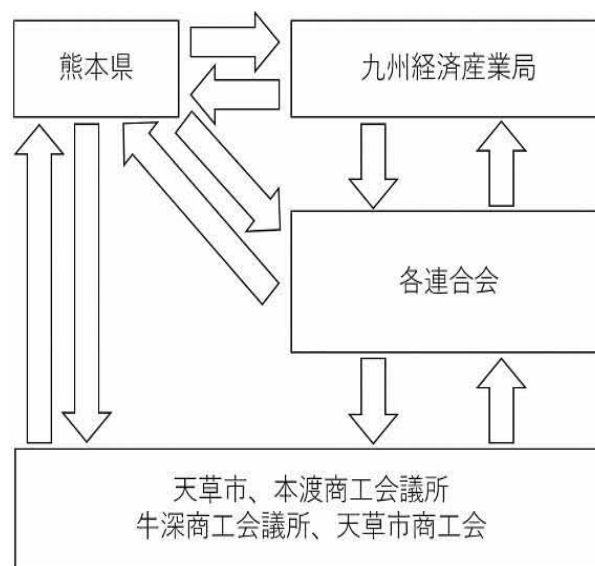
- ・本計画により、商工団体と天草市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～4週目	1日に1回共有する
5週目～8週目	2日に1回共有する
9週目以降	週に1回共有する

- ・天草市で取りまとめた「天草市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告、および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・天草市と商工団体は被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・天草市と商工団体は共有した情報を、熊本県商工振興金融課、熊本県商工会議所連合会、熊本県商工会連合会へ報告・共有する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、天草市と商工団体が共有した情報を熊本県の指定する方法にて天草市又は商工団体より熊本県へ報告する。



＜ 4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・各商工団体は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について天草市と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。各商工団体と天草市で被害状況の情報収集を分担して行う場合、役割分担（担当地区、担当企業）を明確化しておく。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。
- ・地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、天草市・各商工団体で集約し、熊本県と情報共有を行う。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県等に相談する。
- ・発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて天草市・天草市商工3団体で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに熊本県へ報告する。

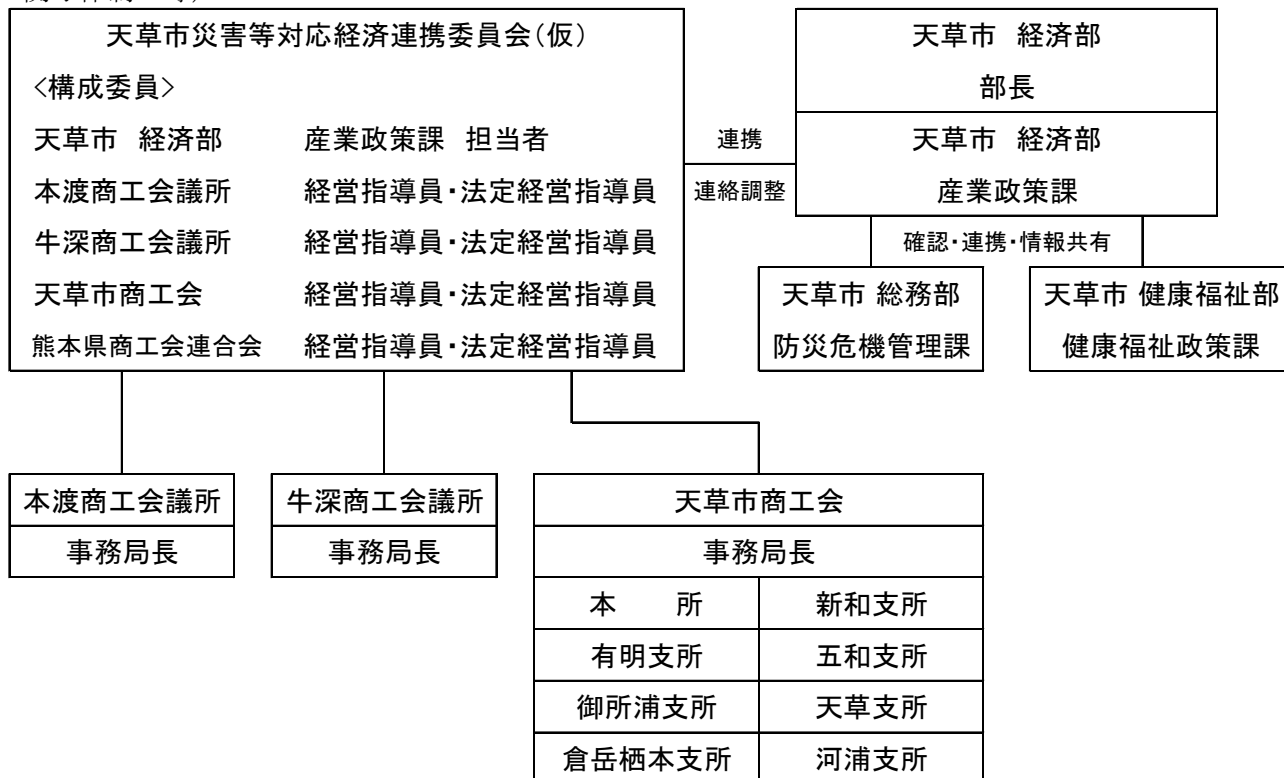
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏 名	連絡先
山田 裕己 (本渡商工会議所)	後述 (3) ①参照
松本 勇也 (牛深商工会議所)	後述 (3) ①参照
山田 恵也 (天草市商工会)	後述 (3) ①参照
坂口 光一 (熊本県商工会連合会)	熊本県商工会連合会 特任支援課 〒860-0801 熊本市中央区安政町 3 番 1 3 号 熊本県商工会館 7 階 電 話 096-325-5161 F A X 096-325-7640

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・ 本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

本渡商工会議所

〒863-0022 熊本県天草市栄町 1-25

電話：0969-23-2001 FAX：0969-24-3340

E-mail：soudan@hondo-cci.or.jp

牛深商工会議所

〒863-1901 熊本県天草市牛深町 215-1

電話：0969-73-3141 FAX：0969-73-3147

E-mail：onex2@ushibuka-cci.or.jp

天草市商工会

〒863-0003 熊本県天草市本渡町本渡 2547-2

電話：0969-33-7312 FAX：0969-33-8756

E-mail：amakusacity@opal.ocn.ne.jp

②関係市町村

天草市 経済部 産業政策課

〒863-0048 熊本県天草市東浜町 8 番 1 号

電話：0969-23-1111 FAX：0969-24-3501

E-mail：sangyo@city.amakusa.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
必要な資金の額	9 6	9 6	9 6	9 6	9 6
講師謝金	6 6	6 6	6 6	6 6	6 6
講師旅費	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0
資料印刷費	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、天草市補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	